

令和2年度 第1回 北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 議事録

- ◎日 時：令和2年11月30日（月） 午前10時～午前11時
- ◎場 所：北見市民会館 4号室
- ◎出席委員：鈴木座長、渡部副座長、青山委員、井上委員、小山内委員、齊藤委員、佐久間委員、佐藤委員、高畑委員、時谷委員、南保委員、久島委員、山田委員、横山委員、吉田委員、渡邊委員
- ◎事務局：船戸企画財政部長、伊集院企画財政部次長、長瀬企画政策課長、吉次政策係長、松木主事補
- ◎圏域構成市町：〔北見市〕佐々木市民環境部クリーンライフセンター所長、中條市民環境部環境課長、水落保健福祉部障がい福祉課長
〔美幌町〕中村総務部まちづくりグループ政策担当主査
〔津別町〕中橋住民企画課課長補佐
〔訓子府町〕鈴木企画財政課企画係長
〔置戸町〕芳賀企画財政課課長補佐

1 開会

（船戸企画財政部長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度の第1回目となりますが、北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催をさせていただきたいと思っております。はじめに、4月1日付けで人事異動に伴いまして、事務局体制に異動がございましたので、この場をお借りして、自己紹介をさせていただきたいと思っております。

【事務局職員 自己紹介】

長瀬企画政策課長
吉次政策係長
松木主事補

（船戸企画財政部長）

それでは、ここからの議事進行につきましては、鈴木座長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

（鈴木座長）

みなさま、おはようございます。会議の開会に当たりまして、先に一言ご挨拶申し上げます。委員のみなさまにおかれましては、大変ご多用の中、本日本懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度の懇談会では、共生ビジョン策定のために、様々な活発なご議論をいただいたと記憶しております。あらためまして、感謝申し上げます。昨年最後の、12月第3回目の会議の後、北見市におきまして、パブリックコメント等に必要の手続きを経まして、本年3月に北見地域定住自立圏共生ビジョンが策定、そして公表されまして、総務省など関係機関に送付をされたところがございます。当懇談会では、このビジョンの策定のみならず、今年度から令和6年までの取組期間中に行われます見直しに際しましても、みなさんの中で

様々なご議論をいただくということになっております。今回は、そのビジョンに基づきました連携の取組、この4月にスタートした後、初めての会議ということになりますので、今後の進め方につきまして確認をさせていただきということと、取組事例紹介などもございますので、ぜひ、本日も忌憚のないご意見を種々賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から報告がございます。

（吉次政策係長）

本日の出席委員数は、20人中、過半数の16人であり、北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。なお、橋本委員、藤岡委員、成田委員、沼田委員から用務のため本日の会議を欠席される旨のご連絡をいただいております。以上であります。

（鈴木座長）

それでは、次に前回の会議から本日まで間に、新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、順に自己紹介を兼ねて、簡単にご発言をいただければと思います。

それでは、委員名簿の順になりますけれども、一般社団法人北見医師会事務長の高畑委員、よろしくお願いいたします。

（高畑委員）

北見医師会の高畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（鈴木座長）

はい、ありがとうございます。続きまして、北海道北見支援学校教頭の小山内委員、よろしくお願いいたします。

（小山内委員）

北見支援学校の教頭小山内です。今年4月に赴任しました。よろしくお願いいたします。

(鈴木座長)

ありがとうございました。それでは、最後に、北見商工会議所専務理事の渡邊委員、よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

おはようございます。本年の4月より前任の小原に代わりまして、専務理事を拝任いたしました渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木座長)

ありがとうございました。

2 議題

(1) これまでの取組経過と今後の進め方について

(鈴木座長)

それでは、早速議事に入ります。議題の(1)のこれまでの取組経過と今後の進め方についてでございます。これを議題といたします。事務局から説明を求めます。よろしくお願いいたします。

(吉次政策係長)

はい、それでは私から、北見地域定住自立圏のこれまでの取組経過と今後の進め方について、資料の1により、ご説明いたします。資料の1をご覧ください。

はじめに、これまでの取組経過についてですが、平成31年2月に中心市宣言を行った後、1市4町の担当で構成する政策分野別分科会を設置し、協議を重ね、1市4町の首長の合意を経て取りまとめた定住自立圏形成協定案を1市4町の各議会において議決いただき、令和元年10月には、北見市と4町との間で、それぞれ協定を締結し北見地域定住自立圏が形成されたところであります。

資料の中段になりますが、協定締結後には、当懇談会を設置し、定住自立圏共生ビジョン策定に当たっての幅広いご意見をいただいた後、パブリックコメントなどの必要な手続を経て、本年3月に「北見地域定住自立圏共生ビジョン」を策定・公表し、総務省などの関係機関に送付しております。

次に、今後の進め方についてですが、協定締結後も1市4町の担当で構成する政策分野別分科会を「北見地域定住自立圏連絡会議分科会」として適宜開催しているほか、「1市4町首長会議」を年1回程度開催するなど、いつでもお互いに協議し、情報を共有できる体制を構築し「北見地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携取組のさらなる実践を進めてまいりたいと考えております。

また、当懇談会につきましては、資料中段の「令和3年度以降に予定される議題」に記載のとおり、今後、共生ビジョンに新たに連携する取組を追加するなど重要な変更が生じる場合には、ご意見をいただきますほか、事業費等の更正、錯誤の更正など事業の内容に基本的に変更がない軽微変更についての報告や進捗状況の報告をさせていただくために、年

に1から2回程度、開催させていただき、ローリングしながら適宜、共生ビジョンの見直しを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上であります。

(鈴木座長)

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から説明いただきましたけれども、これにつきまして、何かご質問ご意見等ございましたら、ご発言お願いいたします。

《質疑なし》

(鈴木座長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今ご説明いただきましたように、今後執り進めることといたします。

(2) 取組事例紹介

ア 障がいのある人の地域生活支援体制構築事業

それでは、次に(2)の取組事例紹介に移りたいと思います。当懇談会には、北見地域定住自立圏共生ビジョンの進捗状況をしっかり確認していくという役割がございます。共生ビジョンに基づく連携の取組は、本年4月に本格的にスタートいたしまして、半年が経過いたしましたということで、共生ビジョンに基づく特徴的な事例についてご紹介いただきまして、その後、みなさまからご意見をいただければと思います。

それでは、はじめに、障がいのある人の地域生活支援体制構築事業につきまして、北見市保健福祉部障がい福祉課の水落課長からご紹介いただきます。水落課長よろしくお願いいたします。

(水落障がい福祉課長)

みなさま、おはようございます。北見市保健福祉部障がい福祉課の水落と申します。本日は、取組事例紹介ということで、障がいのある人の地域生活支援体制構築事業について、説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

お手元の資料の資料2を用いて説明したいと思いますが、まず1頁をお開き願います。まずはじめに、地域生活支援拠点等についてでありますけれども、拠点等は障がいのある人の重度化、高齢化や、いわゆる親亡き後に備えるとともに地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に下の2つの目的を持ちます。

①といたしまして、緊急時の迅速確実な相談支援の実施、短期入所等の活用。こちらは地域における生活の安心感を担保する機能を備えるということになっております。あとここで、みなさん障がい福祉サービスについて、相談支援でありますとか、短期入所などという言葉ができましたので、ご存じの方も多いかと思いますが、介護保険制度というのは、みなさんよくなじみがある制度でありまして、要介護度が決まって、その後、ケアマネさんが

ついて、相談を受けながらその介護度に応じた生活を支えるためのサービス等を提供していくという制度になっておりますけれども、障がい福祉サービスについても同様の形態となっております、相談支援専門員、これは障がいのケアマネさんなんですけれども、こちらが相談支援を行いつつ、介護保険制度の要介護度は1から5ですけれども、1から6の障がい支援区分を認定したり、ここにでてきました短期入所、緊急時の場合に、介護者が不在になる場合に、一定期間施設等でお預かりをするというサービスの調整など。あと、デイサービスのようサービスももちろんありますし、障がいのある方は、若い方も多いですので、支援を受けながら働くという福祉的就労などのさまざまなサービスがございます。ちょっと横道にそれまして、障がい福祉サービスについてご紹介をさせていただきました。

2番目に、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から例えばグループホームですとか、一般の住宅の一人暮らし等への生活の場を移行しやすくする支援を提供する体制を整備します。こちらは、障がいのある人の地域での生活を支援することにつながってまいります。そこで、四角に囲ってありますけれども、拠点等に必要な5つの機能というのが国から示されておりまして、まず基本になります相談支援ですね。総合的な相談ですとか、専門的な相談、ニーズに応じたさまざまな支援体制を提示していかなくてははいけませんので、相談体制が必要になってまいります。そして、2番目に緊急時の受け入れ・対応ですけれども、介護者が在宅の時はいいですけども、ちょっと急なご病気ですとか状況の変化によって障がいのある方も生活が立ち行かなくなる場合というのも想定されますので、こちらの場合、速やかに、サービス等につないで受入れを行う対応を機能として設けなければならないことになっております。

③の体験の機会・場なんですけれども、やはりいろんなサービスがあったり、これまでの暮らしぶりサービスを使うことによって、生活のリズム等も変わってまいりますので、グループホームに体験で数日間、入居してみるですとか、福祉的な就労で数日間働いてみて、もしよかったら行けそうだなとかいろいろな体験の機会を設ける。これも機能のひとつに加えられております。また、障がいでも重度化というのがあります、また、最近報道等でも医療的ケアの必要なお子さんという、医療技術の発達によって昔は助からなかったお子さんを、障がいはあるけれども育てることができるようになってきている環境がありますので、そのような方に専門的な医療的ケアを提供しながら暮らしを支えていくという必要がありますので、そういう専門の人材の確保ですとか養成も行っていかななくてはなりません。

そして、北見地域、1市4町の北見地域で、これらのサービスとか、支援体制を組み立てていく地域の体制づくりについて、関係機関等と協議を行っていかなくてはなりません。これが拠点等に必要な5つの機能として国から示されているものでございます。そして国は、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とすとしております。

続いて2頁をお開き願います。次に、イ検討の経過ですけれども、これまでの経過をご紹介させていただきます。まず、平成30年5月に障害支援区分認定審査会を共同設置している北見市、訓子府町、置戸町の1市2町で「北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会」を立ち上げました。もともと、介護もそうなんですけれども、要介護認定ですとか障がいの支援区分を認定する審査会というのを1市2町で共同で設置しておりました。そんな経過もありますので、まずは1市2町で、共同で今後の検討をしていこうということで検討組織を立ち上げたものでございます。検討組織において、例えば先進地視察を行いましたり、1市2町にある社会資源、サービスですとか関係機関ですとかそういう調査を行いました。そして、住民アンケートも行ったところですが、その中で将来的なサービス利用の意向はあるけれども具体的な検討にはまだいたっていないという、傾向が明らかになりました。

1頁でお話ししました必要な5つの機能について、地域の社会資源の有機的な連携を図ることにより、多機能拠点整備型と面的整備型の併用で整備することにいたしました。多機能拠点整備型という言葉ができましたけれども、カッコで括って説明を書いておりますけれども、多機能拠点整備型は、例えば、グループホームと相談支援事業などの複数の機能を集約した建物、その施設に複数の機能がいった整備方式ですね。一方、面的整備というのは、地域の複数の機関が分担して機能を担う整備方式。改めて新しい建物を建てたり、複合的な事業所を入れたりっていうことはせずに、その地域資源を面的に連携を図る、そういうコーディネーターを中心において整備していく整備方式となっております。そして、平成31年2月に北見地域定住自立圏の中心市宣言を北見市が行うと、3月にはこの宣言を踏まえて美幌町、津別町を加えた1市4町が今後のスケジュール等について協議を開始いたしました。そして、令和元年6月に北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会に美幌町、津別町が正式に参画することになりました。そして、令和2年4月、今年度より、拠点等整備の関連事業を既に実施しております。後ほどご紹介いたします。翌令和3年4月には拠点等の総合相談窓口である基幹相談支援センターの運営の開始を予定しているところであります。

続きまして、次の頁のA3のカラーのこの3頁の資料に基づき説明をいたします。まず、左側のピンクのところ、拠点整備のポイントということでありまして、この下に支援体制構築に向けた課題ということで、地域の支援者と関係機関が集まる、もちろん当事者も入っての地域の支援体制を構築していくための自立支援協議会があるんですけれども、そちらの中のご意見でも、発達障害を診断できる医師が不足していますよと、ちょっと診察を受けたいという方であっても、市内ですと半年、1年待ちとなっていたり、この北見地域では診察が受けられずに旭川に行っている方とか帯広の病院に行っている方とかがいらっちゃって、身近な場所で診察を受けたいんだというご意見がよく聞かれます。さきほど話しましたけれども、次に、医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できる支援体制が不足

しているというご意見を頂戴しております。また、地域の支援体制整備に向けた企画調整機能を担う機能が不足しているというご意見を踏まえまして、その下の1の整備方法ですけれども、先ほども申しましたが併用の整備型、多機能拠点整備型と面的整備型の併用といたしました。右の方の図の真ん中に第1多機能拠点ということで運営法人の川東の里を予定しております、こちらは日中サービス支援型グループホームと基幹相談支援センター本体、この2つの機能が今新しく法人によって整備をしている最中、こちらに多機能拠点をまず1つ設ける、そして資料の右、中央右側に第2多機能拠点、運営法人北海道療育園となっておりますけれども、こちらは美幌町内の美幌療育病院、こちらが医療型障害児入所施設、重症心身障害、重度の知的障害と重度の身体障害のある方の入所施設と美幌基幹相談支援センターの総合相談窓口のサテライトを設けるということしております。後ほど触れますけれども、こちらの方に発達障害を診れる医師の確保というのを今年度から予算計上して取り組んでいるところであります。そして、多機能拠点が第1と第2、2つあります。そして図面の中央に相談支援事業所、障害福祉サービスのケアマネさんの事業所、こちら等を中心にして面的に一番下にあります、例えば医療機関でありますとか就労継続支援事業所ですとか、いろんなサービスとの連携を図り、面的な整備を行うという併用型で整備をすることといたしました。左側一番下の総合相談窓口の新設ですけれども、さきほど申しました第1多機能拠点と第2多機能拠点の基幹相談支援センター本体とサテライトとそれぞれ新設するということが予定されております。イメージについては、このような形となっております。

資料の4頁をお開き願います。さきほど申しました拠点等整備の関連事業、本年度より既に実施している事業について説明をさせていただきます。1番上の体験の機会・場の提供の資源等を書いております結（ゆい）という事業所さんがあるんですけれども、こちら重症心身障害児の受入れを行っているデイサービスですね。児童発達支援というのが未就学児、放課後等デイサービスというのが就学児、生活介護というのは18歳以上の方、大人を対象として、デイサービスを行っております。こちらは医療的ケアも必要で、ちょっと片時も目を離すことができないと、そういうお子さんも預かってますので、看護師を1名配置することが人員基準として求められています。ですけれど、結さんにおいては、さらに手厚い支援が必要だろうということで看護師をもう1名加配して配置しております。加配については、国の障害福祉制度においても、加算という報酬は取れるんですけれども、それでもなかなか1人分の人件費を賄うことが難しいので、加算でも足りない部分というのを市の方で後押ししているこうということで人件費補助を今年度より実施するものです。こちらは、北見市の事業所なので北見市が実施主体となっております。次に専門性の確保ということで、北見地方障がい者職親会。こちらは障がいのある方の一般就労を支援している企業や支援者などの集まりです。こちらの方に委託をいたしまして、障がい者就労支援事業として、障がい者職業生活相談員（企

業配置）及び企業配置型ジョブコーチの養成に係る費用の助成、障がい者職業生活相談員という方は、5名以上障がい者を雇用する場合は、企業の方に置かなければならない、2日間講習を受けてくるというものなんですけれども、ジョブコーチというのは、さらに専門性の高い企業に配置する支援者ですね。こちらがもう少し長く5日間とか講習を受けなくてはならないので、こちらの養成にかかる費用を助成するという事業を立ち上げております。今年コロナウイルスの関係がありまして、なかなか人を集めたフォーラム等の開催は難しいんですけれども、あわせて障がいがある方が企業で働いてもらうという機運を高めていく必要があるので、企業の方ですとか様々な支援者ですとかを対象とした理解を広める就労促進に係るフォーラム等の開催もお願いをしているところであります。次に、美幌療育病院に委託をしている発達障がい児者支援体制強化事業、発達外来診療、診療医確保事業、発達障がいを専門に診る非常勤医師の確保に係る経費への補助、発達障害を診れるお医者様というのはですね、ほんとうに全国的に見てもいらいっしょらなくて、北海道の東京事務所も通じて、本州の方もいろいろかけあってきたところなんですけれども、なかなか来ていただけなかったんですが、この度、北海道大学の先生が月に1度ではあるんですけれども、今後ずっときていただけることになりまして、11月20日から美幌療育病院の方で月に1度診療をいただけるようになりました。なかなかこの地域のニーズに応えられるだけの専門医師を確保するのは難しいんですけれども、0から1に増えたということで、よかったなと思っていますところであります。次に発達支援事業なんですけれども、こちらは美幌療育病院さんに作業療法士を1名新たに確保していただいて、発達に課題を抱える未就学児の状況を把握し、その保育者や保育所等の職員に関して助言等を実施する。北見の方で「きらり」という未就学児の方の療育支援を行うセンターがありますけれども、今、内容としましては似たような作業を出向いて行うっていう感じですね。いろんな課題を抱えているお子さんがいらっしゃるの、やっていいこと悪いこと、そこからちゃんとトレーニングするということもありますし、そのようなことを支援者等先生ですとか、保育士さんですとかと一緒にやっていくということですね。1市4町を今年から回ってもらうようにしております。一番下に、相談支援機能、地域の体制づくり等ということで、川東の里、さきほどのグループホームを建設中ですので、そこに基幹相談支援センターもあわせて入りますというお話をしたんですけれども、そちらの建設費補助も北見市で行っております。今年度より実施している事業の内容については以上であります。

続きまして、最後の頁5頁になりますけれども、来年度4月からの委託を予定しております地域生活支援拠点等整備の総合相談窓口である基幹相談支援センターの業務内容についてご紹介をいたします。国が拠点等に求めている5つの機能について、行政及び相談支援事業所等で構成する北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会で検討を行い、基幹相談支援センターの業務概要を以下のとおり予定して

おります。まず1つ目の機能として相談なんですけれども、障がいのある方、当事者、その家族ほか、やはり地域の拠点となる相談窓口ですのどちらかという個別の支援、具体的なケースの支援というより関係機関や相談支援事業所の方から、この方はなかなか支援が難しい。どういう風につないだらいいだろうなんて相談を受ける、総合的専門的な相談支援というイメージを持っております。次に障がい福祉サービス等の提供内容をはじめとした社会資源の把握を行う。この圏域ですとね1市4町の障がい福祉サービスどのようなものがあるのだろうか、また、どんな内容でやっているのか、利用される方個人によって必要なサービスも変わりますので、より適切なサービス等をご紹介できるような仕組みづくりを行うということですね。次に各指定特定相談支援事業所への助言や困難ケースへの支援を行う。なかなかほんとに1人の相談員さんでは支援が困難なケースについては、基幹相談支援センターが例えば関係機関を集めたケース会議を開催してその方の支援について検討したり、そういう後方支援というようなことも行っていきます。次に、2番目の緊急時の受け入れ対応なんですけれども、緊急時に支援が見込めない人を把握し、1市4町とともに情報を整備すると、基本的に障害福祉サービスを利用される方は、相談支援専門員、いわゆるケアマネさんがついているんですけれども、そういう方がついていない、全くサービス使わないで暮らしている方っていうのもいるんですよ。ご家族一緒に暮らしているので、今のところ問題が表面化していないという場合があるんですけれども、ただ、関係機関、民生委員さんとか市町村職員ですとかが見ていて、あの介護者に何かあったら大変だなんて思っているご家族もありますので、そういうところをあらかじめ情報を整備して何か起きた際にはすぐに対応できる体制づくりを行っていくということを想定しております。次に、障がい福祉サービス等提供事業所及び関係機関など緊急時に速やかに連絡がとれる体制の整備を行う、いざというときにはすぐ連絡がとれる体制を構築しますということですね。次は、短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠の把握を行うと、数か所短期入所はあるんですけれども、こちらの利用状況ですと、すぐ調整が必要となりますので、あらかじめ受け入れ枠の把握を行うということを予定しております。3番目に体験の機会、体験の機会・場の提供です。さきほども申しましたけれども、親元からの自立等に当たって、共同生活援助グループホームのサービス名なんですけれども、グループホームや日中サービス、日中活動サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。次に、障がい者が入居できる住宅及び共同生活援助の空き状況の把握に努める。なかなか障がいのある方お一人で、入居できる住宅っていうのもそんなに多くはないと思うんですけど、そういうところの開発ですとか現に受け入れてくださっている民間の下宿等がありますので、そういうところについても、きちんと把握をしてニーズがあった場合にはご紹介できるように努めるということをご予定しております。次に4番目、専門的人材の確保・養成ですけれども、医療的ケア児等への対応力

向上のため、支援員、看護師、相談支援専門員を対象とした研修会を開催します。支援員さんについては具体的に福祉サービスでも喀痰の吸引ができるように制度では見直されておりますので、そのようなものの研修への参加ですとか相談支援専門員については、医療的ケアの調整やコーディネート能力を高めるための研修等の開催を予定しております。また、権利擁護・虐待の防止の取組として成年後見制度及び虐待防止研修会のほか地域連携をテーマにした研修等を行うということをご予定しております。最後、5番目なんですけれども、拠点等の運営に当たり、自立支援協議会の連携を基礎とすることから、協議会には深く関りをもってもらおうと思っております。自立支援協議会にはもちろん当事者も入りますし、福祉の事業所も入りますし、教育の機関、支援学校の先生も入りますし、医療関係者も入りますね。さまざまな支援者、当事者とが地域の支援体制づくりについて協議を行う場です。こちらの方にご参加いただく、そしてこちらで検討された個別事例の積み重ねを通じて地域の課題をとらえて今後必要となる社会資源等必要な体制構築を行っていくということをご予定しております。私からの説明は以上であります。

(鈴木座長)

ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました内容につきまして、みなさんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。山田委員からまずお願いいたします。

(山田委員)

津別町の山田です。いま報告ありましたけど、最初に北見市を中心としたこの圏域で障がい者の生活支援拠点整備が進んでいることに、北見市をはじめとした自治体や関係機関のみなさんのご尽力に、まず敬意を表したいなと思います。いま紹介ありました拠点の機能であります5つの業務の中で、特に今後の中で危惧されることとか、課題としては、専門的人材の確保・養成があるのではないかなと考えています。先ほども水落課長のほうから発達障がい専門の先生の確保といったことでのお話がありましたが、今後の中では、出生数は減少していくとは思いますが、発達障がいとか医療的ケアが必要なお子さんというのは、逆に増えていくのではないかなとも思っております。そうした中で、医療的ケア児をはじめ、障がい児を支援する専門的人材をどう養成して確保していくのかというのは、今後の大きな課題ではないかなと考えているところです。特に研修だとか、あるいは技術力の向上だとか、こういった専門職を養成する際の費用の助成なんかも報告がありましたけど、そうした助成とか、あるいはその場の確保とかの支援を事業所だけじゃなくて、例えば圏域全体で養成をしていく、確保していくというか、そういった視点で今後必要ではないかなと考えているところです。もう一つ面的整備の取組では、何といたっても事業者間の連携が求められてくるかなと思います。今もされているとは思いますが、1市4町にある事業所間の日常的な交流だとか研修。そういった部分で、より深まった連携が生ま

れてくるのではないかなと考えておりますので、こうした連携をどのように今後つくっていくのかといったことでも何かコメントがあればお願いしたいなと思います。以上です。

(鈴木座長)

はい。ありがとうございます。水落課長、何かコメントございますでしょうか。

(水落障がい福祉課長)

はい、ご意見ありがとうございます。まず専門的人材の育成というお話だったんですけども、美幌療育病院さんの方で来年度からの基幹相談支援センターの第2多機能拠点の機能の中に、美幌療育病院さんへの委託で医療的ケア児への対応力向上のため、研修会を開催するというようなご説明をしたところだったんですけども、具体的に言いますと、札幌の稲生会という医療的ケアで非常に有名な土島先生という方がいらっしゃるんですけども、先生と以前から連絡をとっておりまして、拠点を整備した際には、いろいろ教えていただけないかということですか、こちらから出向いて実際にケアの現場を北見の研修を受けた方が参加させてくれないかというお話をしております、ご協力いただけることになっておりまして、来年度からこちらの方も取り組んでいくということにしておりますので、そのような場面を活かしながら専門的人材の育成を図ってまいりたいと思っております。そして面的整備を行うに当たって事業所間の連携が重要なんじゃないかというお話なんですけれども、おっしゃるとおりで、北見市内ではこれまでも就労継続支援A型事業所という支援を受けながら働くA型事業所の連絡会なども設けておりまして、こちらの方はやはり広く、美幌町、津別町、訓子府町にも就労支援事業所は確かあったはずなので、置戸町は、残念ながら事業所はないんですけども、そういう事業所間の連携なんかも具体的に図ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(鈴木座長)

はい。ありがとうございます。山田委員よろしいでしょうか。

(山田委員)

はい。

(鈴木座長)

ありがとうございます。それでは、横山委員。

(横山委員)

はい。美幌商工会議所の横山です。よろしくお願ひいたします。まず、1ページにありますように障がいのある人の高齢化、それから親亡き後ということです。美幌町障害者自立支援協議会の委員にも自分が参画をさせていただいています。今月の初めにその中でも一つ質問させていただいたのが、障がい者が高齢になってきている。その高齢の障がい者を支えているのがまた親である。その親もまた高齢になってきているということで、当然のごとく順番か

らいけば親が先に亡くなるという中で、障がい者が今まで面倒みていただいたのが親であった場合、高齢者の親が亡くなった後どうすればいいのかということです。その相談につきましては、まったくこのとおりで問題はないと思うんですけど。今まで家族と住んでいた、そこが今度ひとりになった時に、ひとりで住むことに対応できるのかなということ。ここに必要な5つの機能の中での3番目、体験の機会は、自分も何年も前から行政には、ひとりになった時に住む施設が必要だということを訴えてきているということもあります。先般、質問させていただいたときの回答につきましては、ここにある令和3年度以降の協議会で進めさせていただきますので、そこで十二分に協議をしながら、検討させていただきますという答えをいただいておりますので、何とか課長の方におかれましてもその辺を踏まえまして、1市4町の中でその辺の対応をしていただけるようお願いしたいなという要望でございます。以上です。

(鈴木座長)

はい。ありがとうございます。水落課長、コメントございますか。

(水落障がい福祉課長)

はい。横山委員ありがとうございます。美幌町の協議会にご参加いただいているんですね。ありがとうございます。今後、北見市も連携しているいろんな取組を進めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

本日いただきました親亡き後のお子さんの生活をどうやって支えるかっていうことについてなんですけれども、アンケートの結果にも将来的にはサービスを使って生活を組み立てていくんだっていう気持ちはあるようですけれども、じゃあ具体的に今何かお考えですかっていうところには、先のことからというような傾向がアンケートの結果にも見えていたところなんですよね。北見の自立支援協議会でも委員さんから全く同じようなご意見をいただいております、グループホームが足りないんじゃないのっていう、常に入居待ちだよっていうお話をいただいております。そこで、じゃあ具体的にどうしていいかというところを先日意見交換した中では、やっぱり社会福祉法人等においても、どれくらいニーズがあるのかというのがわからないと投資はできないよっていうことがありますので、どのくらいの年齢の方が何年後に何人くらい使いたいのかっていうのが分からないと法人としても投資計画が立てられないので、その辺のニーズ調査を拠点等機能において丁寧にやってかなきゃだめだねっていうお話をさせていただきましたので、やはりほんとにどんな投資するに当たってもニーズをしっかりと把握するというのは重要だと思いますので、ご意見踏まえて今後取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(鈴木座長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(横山委員)
はい。

(鈴木座長)
ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ほかにご質問等ございますでしょうか。

《質疑なし》

(鈴木座長)
よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、水落課長ありがとうございます。

イ 廃棄物の広域処理事業

(鈴木座長)
それでは、続きまして、廃棄物の広域処理事業につきまして、北見市市民環境部環境課の中條課長と津別町住民企画課の中橋課長補佐からご紹介をいただきます。中條課長、中橋課長補佐、よろしくお願いいたします。

(中條環境課長)
みなさんおはようございます。環境分科会で座長をしております北見市市民環境部環境課の中條と申します。よろしくお願いいたします。本日ですけれども、取組事例紹介としまして、廃棄物の広域処理事業について、津別町の住民企画課中橋課長補佐と、一緒に説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

それでは、資料3、1頁をご覧くださいと思います。はじめに(1)分科会での検討についてですが、環境分科会では環境分野における連携ニーズについて協議を行い、置戸町及び訓子府町からはスプレー缶の処理、津別町からは可燃ごみの焼却処理、この2事業について広域処理の提案があったところであります。廃棄物の広域処理につきましては、処理場の処理能力や収集運搬方法の検討などさまざまな課題を解決し、進める必要がありますことから、廃棄物処理施設の広域利用については、廃棄物等の安定的かつ効率的な収集処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を検討し、可能なものから適宜実施していくこととしたところでございます。その中でスプレー缶の処理につきましては、各町において現在は燃えるゴミとして収集しており、どれぐらいの量が出されるのか把握できていないことや本市に運ぶまでの一時保管場所の確保、運搬方法や運搬回数、住民説明など整理すべき事項が多いことから、現在分科会において継続協議しているところであります。また、可燃ごみの焼却処理につきましては、津別町より令和3年4月からの燃やすごみの受入れについて申し入れがございました。本市及び津別町にて各種条件等について整理を行いますとともに本市での処理能力の可能性について検討をいたしました結果、処理能力等に問題がないことから、この度受け入れることとしたところでございます。

次に、(2)北見市におけるごみ処理の現状についてでございますが、本市では北見市の廃棄物処理施設

における廃棄物の受入れ協定を訓子府町、置戸町と締結しているところであります。本協定に基づく廃棄物の広域処理としまして、平成15年4月から両町において発生する燃やすごみを受け入れており、平成20年4月からはプラスチック製容器包装を受入れ品目に追加し、現在に至っているところであります。なお、現在訓子府町、置戸町については暫定処理単価により処理手数料を負担していただいております。実質処理費用との過不足については、翌年度以降に精算を行っております。

次に、(3)北見市廃棄物処理場の処理能力等につきましては、本市の廃棄物処理場では、焼却炉を3炉有しておりますが、メンテナンスなどを行うため、通常は2炉での運転としております。1日の処理能力55トンの焼却炉を2炉運転することで1日110トンの廃棄物を処理することができます。なお、燃やすごみの実質搬入量は近年1日約100トンで推移しております。

次に、(4)津別町から受け入れる廃棄物及び搬入量についてですが、津別町から受け入れる廃棄物は、生ごみを除く燃やすごみ、年間約500トンの予定であります。本市の廃棄物処理場での焼却炉については1日あたり約1.4トンの増加となりますが、全体の処理能力には問題がないものと考えております。

次に(5)受入手数料の予定単価についてでございますが、1トン当たり26,767円を予定しております。なお、手数料につきましては現在、訓子府町、置戸町から委託の場合と同様の積算方法により年度ごとに暫定処理単価を設定の上、翌年度以降に精算を行うものであります。私からは以上です。

(中橋住民企画課課長補佐)

津別町住民企画課の中橋と申します。(6)から(10)の津別町の部分について説明させていただきます。

(6)の津別町のごみ処理の現状についてでございますが、平成22年4月から大空町にあります焼却施設で燃やすごみの焼却処理をお願いするとともに、大空町の生ごみについては、津別町でたい肥化を行っております。来年4月からの北見市への焼却処理の移行については、急ではありましたが、本年7月15日に大空町に申し入れを行い、8月21日に承諾を得たところであります。

(7)では北見市への移行によるごみ分別の主な変更点についてでございますが、生ごみは今まで通りの分別でたい肥化を行い、来年4月からは北見市の燃やすごみの分別区分に合わせることで、燃やすごみの対象となるものが増えることとなりますので、埋めるゴミを減らすことができると考えております。なお、埋めるゴミから燃やすごみへ分別区分が変わる代表的なものを記載していますが、特に洗えない、汚れがとれないプラスチック製容器包装、落ち葉、草が対象となることが影響が大きいとみています。

次に、(8)の焼却施設に係る負担金について、令和元年度の大空町への処理実績は296トン、20,544千円、令和3年度は概算になりますが、燃やすごみの対象が増えることにより処理量が500トン、金額を

13,384千円をみこんでおります。

次に、(9) その他として1つ目は、焼却した後の灰については、搬入量に応じて北見市から焼却灰を回収し、津別町の最終処分場で処理をいたします。2つ目は、主な変更による収集日、曜日の変更はありません。3つ目は収集の委託については、運搬先は大空町から北見市に変わりますが、距離や時間はほとんど変わりません。最後に、大空町の生ごみは、津別町での処理を継続することとしております。

(10) の住民説明会などについては、この燃やすごみの処理が北見市に変わることで、もう1つは来年4月から新しい最終処分場が供用開始となりますので、この2つの点に伴い分別方法が変わることなどについて周知期間としては短い状況ではありますが、各種住民説明会や広報などによる周知を重ねながらさまざまな手段や方法により周知徹底を図っているところです。

結びになりますが、この度の実現に向けては、北見市の市民環境部のみなさまをはじめ、多くの方々にご検討をいただくとともに関係機関への調整にもご尽力をいただいたことに深く感謝しております。今後も定住自立圏をきっかけとして各分野でさまざまな取組や連携ができればいいと期待しているところです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

(鈴木座長)

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今ご紹介いただきました内容につきまして、ご質問等ございますでしょうか。ご発言ございませんでしょうか。

《質疑なし》

(鈴木座長)

はい、それでは、中條課長、中橋課長補佐ありがとうございます。

3 その他

(鈴木座長)

それでは最後に、その他につきましてですが、全体を通して何かご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。横山委員。

(横山委員)

ひとつ提案というか、事例を報告させていただきたいと思います。多分ご存じだと思うんですけど、国の「地域おこし協力隊」とはまた別に、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れて、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう「地域おこし企業人交流プログラム」というのがありまして、定住自立圏に取り組む中心市及び近隣市町村というのが、その活動地域になるという情報を先般、あるところから提供いただきました。これは、一応6か月から3年という中でそういうことが

可能であるということで、具体的に何をという形になりますと、ICT分野ですとか観光分野、それからシティ・プロモーション、さきほどのごみ等々の話もありましたが、エネルギー分野だとかいろいろな分野での活動事例があるようでございます。できればこれを何とか今後のこの支援協議会の部分に向けて取り組めるものがありましたら、手を挙げられるような体制をとっていただければありがたいかなと思っている次第でございます。以上です。

(鈴木座長)

ありがとうございます。ただ今、情報提供いただいたことなんですけど、このプログラムというのは、主催はどこになるんですか。

(横山委員)

これですね、正直なところを申し上げますと、美幌峠牧場をワタミさんに貸しているんですけど、そのワタミさんから美幌で観光の面で何かできないかというひとつ提案をいただいたときに、これは美幌町単独じゃなくて定住自立圏で取り組んでいる市町村であれば可能だということだったので、美幌町長にも話はしているらしいんですけど、もし可能性があれば、この北見市をはじめ1市4町を受け皿として何かできるものがないかなということなんです。多分、経済産業省か国土交通省かどっちかだと思うんですけど、そこまでまだつかんでなかったもので、申し訳ありませんけど、こういうのがあるということで、一つお話だけさせていただきました。

(鈴木座長)

ありがとうございます。そうですね、事務局の方で情報を確認していただくということでしょうか。

(伊集院企画財政部次長)

はい、事務局の伊集院でございます。今お話しいただいた件、行政の中でいいますと今回の定住自立圏、各分科会、観光だったら観光、福祉、まちづくり、ごみもそうですけど、いろんな分野で1市4町の職員集まってですね、話す分科会がございまして、そういったところで、ちょっと資料を共有しながら、どういう活動ができるかどうか分科会の方でまいりたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(鈴木座長)

はい。横山委員よろしいでしょうか。

(横山委員)

はい。

(鈴木座長)

ありがとうございます。それでは、ほかに何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

《質疑なし》

4 閉会

(鈴木座長)

よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。今後、1市4町における協議を踏まえまして、北見地域定住自立圏共生ビジョンの見直しは、ただ今も横山委員からご提案ございましたけれども、見直し等が必要になった場合にはですね、適宜、当懇談会を開催させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、令和2年度第1回北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。